

令和4年度 第1回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和4年7月7日(木) 午前10時00分～
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

(出席者) 小寺会長・山崎副会長・船木委員(保科委員の代理)・池田委員・橋垣委員・木下委員・太田委員・田中委員・中西委員・勝村委員(順不同)

(欠席者) 鉄委員・広谷委員

1. 開会

事務局:(会議成立要件の報告)

資料の確認

小寺会長:挨拶

委員・事務局自己紹介

案件1.「副会長の選任について」

副会長—山崎副会長

2. 議事

小寺会長:それでは、案件2の議題について事務局から説明をお願いします。

案件2「令和3年度の市内小中学校におけるいじめ問題の状況について」

事務局(教育支援センター):説明

・いじめの認知件数の推移(小中学校別)

状況 平成28年度から増加傾向にあり、令和2年度に件数が一旦下がっているが、令和3年度は戻っている。

中学校の件数については、積極的な認知が進んだことにより毎年増加していると捉えている。

学年別の認知件数について、学年が上がるにつれて認知件数が下がっている。年齢が上がることにより人とのかかわり方が上手になり、相手のことを考えた言動ができるようになるため、嫌な気持ちになることが少なくなるためと考えている。

・いじめの発見

学校でアンケート調査を学期ごとに実施し、アンケート内で子どもが嫌な思いをしていないかを確認。教職員による発見のうち、アンケートによる発見は小学校9割、中学校8割。

教職員以外からの発見のうち、本人、保護者からの相談が小学校3割、中学校6割。今回、周りの児童・生徒からの相談による発見が過去と比べてかな

り増えている。いじめを許さない認識が高まり、教職員に伝える行動が増えたと考えている。

小寺会長：ただいまの内容につきまして、ご質問はございますか。

中西委員：子どもたちからの情報が増えた点について、いじめがいけないことだという認識が広がっていることは良いことだと感じました。令和2年度に件数が下がっていたのは、新型コロナウイルス感染症が影響しているのでしょうか。

事務局(教育支援センター)：令和2年度は新型コロナウイルス感染症による臨時休業が4月から2か月間あり、6月から学校生活が始まりました。そのため、1学期のアンケートの実施ができなかったことが影響していると考えています。

山崎副会長：いじめの内容については、1人の子どもが複数の回答をしている場合もあると理解してよろしいでしょうか。

事務局(教育支援センター)：1人の子どもによる複数の回答はあります。

小寺会長：アンケートの内容は他市と共通のもので実施しているのでしょうか。また、記名制でしょうか。

事務局(教育支援センター)：アンケートの内容は学校ごとに異なっていて統一されていません。記名についても学校に任せています。

小寺会長：自主性に任せているのでしょうか。

事務局(教育支援センター)：学校により子どもの実態が異なっていますので、実態に合わせたアンケートを各学校で実施しています。内容や聞き方について見直すことが課題として上がってきたため、昨年度各学校のアンケートを集めて検討しています。

橋垣委員：子どもにとって、どこまでが遊びでどこからいじめなのか判断することは難しいと思います。周りの子にそれはいじめだと言われて気づく場合もあるので、アンケートを書く時に本人がそれがいじめだと気づけるのでしょうか。

事務局(教育支援センター)：子どもがいじめだと認知することはどちらでも良いと捉えています。アンケートでは子どもが嫌だと感じたことを伝えるようになっています。アンケートだけでいじめを認知できるとは思っていません。周囲の子ども、保護者、地域からの情報をもとに教職員全体で子どもを見守っていき、100%の認知に近づけることができると考えています。

池田委員：認知した後の対応について教えていただけますか。また、無記名の場合の個人の特定はどのようにされているのでしょうか。

事務局(教育支援センター)：無記名の場合は、担任が回収する際に工夫することで把握できると考えています。プリントを落とすことや他の子に見えてしまうことを想定して無記名にしている場合があるようです。アンケート回収後、内容を確認し、被害を感じている子どもに関しては個別の時間を取り、状況を聞き取ります。必要に応じて加害の子どもに話を聞き、周囲の子どもから情報を集めます。事実確認や指導をして、事象の解消後最低3か月間見

守ります。

山崎副会長：いじめを受けることにより、不登校になるケースはどう対応しますか。

事務局(教育支援センター)：いじめが原因で不登校になる場合は重大事態としています。不登校になりそうな案件については、学校から教育委員会へ報告をするようにして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談をし、関係機関に情報を伝えてケース会議を設け、どのように子どもを見守っていくかを学校全体の課題と捉え、全教職員で対応します。教育委員会からも指導・助言をしていきます。

小寺会長：他にご意見はございませんか。

それでは、次の案件に移ります。案件3の「いじめ防止のための意見共有」について事務局からお願いします。

案件3「いじめ防止のための意見共有」

事務局(子ども政策課)：説明

・いじめ防止のチラシ回覧

夏休み期間中の子どもたちに対して、地域としていじめ防止に向けて、子どもを見守っていこうというチラシの配布を毎年実施。今年も7月に各地区回覧を行う。いじめ問題は、学校内だけで起こるものではなく、夏休みなどの長期休業期間中は、地域で子どもたちを見かける機会が増える。その時に、子どもの様子がおかしいと感じることがあった場合に、子どもに声かけをするなど、地域での子どもの見守りを依頼。昨年度から引き続き、新型コロナ感染症に関わるいじめについても記載している。

このチラシの内容に沿っていじめ防止への意識を共有し深めたいと考えています。まず、いじめの定義について、教育委員会から説明いたします。

事務局(教育支援センター)：説明

平成25年に作成された「いじめ防止対策推進法」によるいじめの定義について

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

簡単に言い換えると、同じ学校に通う一定の関係にある児童同士で、相手から受けた行為により嫌な思いを感じた場合をいじめとするとしています。

小寺会長：チラシの内容といじめの考え方について説明がありました。委員の皆さまが考えているいじめという言葉についてご意見をいただけますか。

山崎委員：相談を受けた実際の話からですが、しつこく追いかけてくる子がいて、暴力はなかったけれどもそのことで学校に行くのを嫌がるようになった子どもがいました。学校に相談したけれどすぐに解決できませんでした。そこで、相手の子どもの親に話をしに行き、

そこからはその行動がなくなりました。子どもが苦痛だと感じたらいじめとなるのかなと思います。日頃から小中学校の登下校の様子を見てみると、仲良く話をしながら歩いているので、認知件数の報告を受け、こんなに多いのかという印象を受けました。民生委員の取り組みとしては挨拶をするようにしています。挨拶をしても知らないふりをする子どももいますが、辛抱強く声をかけるようにしています。

船木委員：いじめが直接影響しているのかはわかりませんが、四條畷警察署管内で少年非行の検挙者が増えています。大阪府下の検挙件数は減少していて、四條畷でも減っていましたが、令和3年から上がっています。令和4年はさらに増加傾向にあります。四條畷警察署の件数は5月に26件と北河内で1番多い状況です。大阪府下でも5番目とかなり多い数字です。あまりよくない傾向にあり、治安が良くない、少年非行が進んでいるように考えられます。いじめについてはSNS関係の話が多いのかなと感じています。誹謗中傷、写真を撮って拡散などがありますが、自殺者が出た場合には侮辱罪になります。この侮辱罪が今までより厳罰化されたので啓発することで抑止につながると思います。いじめがあったときに指導するのは学校だと思います。地域で起きた場合に、学校外のことなので学校は関係ないと言う先生もいますが、そうではなく、学校でしっかりと指導をしていただきたいと考えています。大げさをさせるなど、学校での指導では対応が無理なケースについては、警察に被害届を保護者が出すことにより検挙につながることでありますが、その場合には警察の記録に残り子どもの将来にも影響があります。警察に相談すべきか学校で対応できる内容なのかをしっかりと判断していただきたいと考えます。また、非行防止教室を小学校6年生と中学生に対して実施しており、いじめ、犯罪、SNSの話をしています。最低限この教室は受けたいと思っています。受けただけでない学校もありますので、必ず受けたいようにお願いしたいです。

池田委員：児童相談所へのいじめの相談が直接あるわけではないのですが、不登校や家庭の問題など色々な相談の中で詳しく聞いていくと、学校への行きにくさはいじめが背景にあると感じる場合があります。その場合は学校と連携を取っています。オンライン授業の実施等によりスマホやタブレットを使う機会が増え、インターネットでの誹謗中傷や、画像の投稿など増えているように感じます。一度上げると消せないことやどんな危険があるのかなどの認識が低い場合があるので、予防教育が必要だと感じています。

橋垣委員：青少年指導員としては新型コロナの影響で深夜パトロールができていません。19時以降は外に出るはいけないことになったので、今年度は時間を早めて実施予定です。四條畷中学校区の範囲が大きく、旧南中学校区との境がいじめにつながってはいないか、子どもの本音はどうなのかなと感じているところはあります。

太田委員：人権・市民相談課では何でも相談を実施していますが、保護者からの相談でいじめの話になった場合は教育委員会や子育て総合支援センターと連携を取るようにしています。

木下委員：橋垣委員の話を聞いて実感したのですが、最近夜の時間帯に子どもの声を聞く機会が増え、少し今までとは違うように感じています。また、SNSについて、自分が被害にあわ

ないように予防をすることも大切ですが、知らず知らずのうちに加害者になっている場合もあると思います。「いいね」をするだけでもひどいことをしている人を応援していることになります。人を傷つける発信をしている人に関わらないことも重要です。そのような観点でも啓発をしていただきたいと思います。

田中委員：子育て相談・支援をしている中で、いじめの加害者について、家庭内で虐待されている子どもが学校で友だちをいじめるケースがあります。なぜいじめをするのかを考えた時に、家庭でされていることを友だちにしている場合やその子ども自身が SOS を出していることもあります。加害者側の背景にも目を向けることが必要だと感じています。

勝村委員：青少年育成課では、青少年に関することやふれあい教室を実施しています。新型コロナウイルス感染症のため実施できていませんが、盆踊り、夜間パトロール、非行防止の啓発活動など青少年健全育成を行い、いじめ防止につながるような取り組みをしています。先ほどから話が出ていますタブレットについては、ふれあい教室内で気軽に人の写真を撮る子どもがいるようで、拡散されるようなことのないように指導員が指導しています。指導員は市で実施している人権研修を毎年受講しています。

中西委員：子ども政策課は保育施設の所管で、就学前ということもあり子ども同士のいじめについて話が出ていませんが、昨今いじめの低年齢化が言われていますので園と連携して見守っています。保育の中で子どもたちが生きる力を身につけるよう、しなやかな心を持ち、自分に自信をもてる子どもを育てるような取り組みを進めています。

森田部長：昨日のニュースからですが、滋賀県大津市で保育所に通っていた子どもが心と体の性不一致のため、他の園児からいじめを受けたという訴えがありました。2年前から第三者委員会が開かれていましたが、この度、いじめがあったと認められました。先ほどの教育委員会から説明のあったいじめの定義では、学校等という言い方で就学前保育施設は除外されていますが、いじめと認められた案件がありましたので、保育施設においても実際にいじめが起こるという認識を保育士、保育教諭ももつ必要があると感じているところです。

小寺会長：様々な視点からお話ししていただきました。社会情勢により、いじめについても日々変わるように感じました。

事務局(子ども政策課)：いじめの認識についてお聞かせいただきましたが、子どもの状況によっても考え方が異なり、それぞれに応じた支援が必要だと感じました。続いて、チラシの中の「挨拶をしましょう」についてもご意見をいただきたいと思います。

事務局(教育支援センター)：子どもを知る機会を作ることが大切だと思っています。子どもと繋がることにより、知り合いであれば子どもの様子が違うなと感じた時に、「どうしたの」と声をかけられるのかなと思います。私の話ですが、近所の子どもを見かけた時には挨拶をするようにしています。なかなか挨拶を返してくれなかったのですが、最近はバイバイと手を振ってくれるようになってきました。その子が大きくなった時にも声をかけられる関係性になり、気になったことがあれば保護者に伝えられると良いなと思って

います。

小寺会長：挨拶をしましようということで、皆さまが行っている取り組みを教えてくださいませんか。

山崎委員：民生委員は子どもたちに挨拶をするようにしています。ただ、保護者が知らない人から声をかけられても返事をしないようにと言っている場合もあります。何度も声をかけて地域の子どもたちに認識してもらい、みんなで挨拶し合える関係を持ちたいと思っています。自分の子どもにも近所の人に挨拶をするようにと言ってきましたが、そのようなことは必要なのかなと思います。

船木委員：挨拶は良いことだと思いますが、知らない人から声をかけられた場合に、声かけ通報となる場合があります。挨拶だけなら良いですが、「どこに住んでいるの？」とまで聞いてしまうと、子どもが怖がり、保護者も心配することになりかねません。組織の活動として行う場合は、腕章などがあれば子どもたちは安心するのかなと思います。挨拶はしていただいたら良いなと思います。

池田委員：知らない人から声をかけられると不安がる子どもはいると思います。見守りとして横断歩道などにいつも立っていただいている方が声をかけるのであれば、啓発の意味があるのだろうと思います。

橋垣委員：青いジャンパーやポロシャツを着て青少年指導員とわかるようにして見守りをしています。登校班の子どもたちに挨拶をするようにしていますが、6年生の子が挨拶をしてくれるようになりました。自分の顔を覚えてもらうことが大事かなと思います。

勝村委員：ふれあい教室に行った時に、普段から心がけていることは印を身に付けておき、必ず挨拶をするようにしています。何度か声をかけていると返事をしてくれるようになります。職場でも挨拶をせずに席に座る人もいますのでこちらから声をかけるようにしています。

中西委員：近所の中で挨拶をすることで顔見知りになり、安心感が生まれ、いつもと違う様子にも気づけるのかなと思います。日頃から声をかけていただいている地域の方々の取り組みはありがたいと感じています。

田中委員：仕事中は名札や服装で不審がられることはあまりありませんが、プライベートではやはり急に声をかけられると不安な子どもはいるのかなと思います。自分の子どもの登校班に付き添う中で、近所の子が休みの日に会った時に手を振ってくれるようになりました。先日、自転車が動かなくて困っている子に声をかけました。車輪にからまっていた紐を取ってあげると喜んでいたので、困っている子に声をかけることはしていきたいなと思います。

太田委員：皆さまのお話を聞いていて、子どもへの挨拶だけでなく、大人同士も挨拶をし合うことにより、顔見知りになり、地域で子どもを見守っていけるようになれば良いなと思いました。

木下委員：自分自身が知らない人に挨拶をすることは苦手なので、子どもたちも知らない人に挨拶をすることは難しいのではないかと思います。近所の子に会った時には自分から積極的に挨拶をしていきたいなと思いました。

小寺会長：挨拶は大事だけれども、相手があることなので、不信感を持たれるようなことのないよ

うに声をかけることも大切かなと思います。

事務局(子ども政策課)：近所の子から「おはようございます！」と挨拶をされてびっくりしたことがあります。自分自身が知らない人から声をかけられても関わらないと言われて育ってきたので、子どもを見守るという観点で挨拶の大切さを感じているところです。

小寺会長：他にご意見はございませんか。では、次の案件「その他」について事務局からお願いします。

案件4「その他」

事務局(子ども政策課)：配布資料説明

・市広報誌によるいじめ防止の啓発

今年の広報5月号にて、いじめ防止等の啓発を実施。かけがえのない子どもたちを「いじめ」から守ろう！と題し、いじめ防止に向けて子どもたちを見守っていただくよう協力を依頼した。

・四條畷市子ども基本条例のパンフレットの配布

子どもへの周知のため、6年生を対象に配布。子どもの権利を4つ示している。これは、条例にもあり、国が批准している子どもの権利条約の中でも特に大事だと言われている。これらの権利をまもるため、子どもたちを支える市の取組みを掲載。裏面には、相談窓口を記載している。

・なわて子育て応援ブックの紹介

令和4年度版を6月に作成。冊子内に小学校へ上がる準備の中で、友だちとの関係について触れている。冊子は、子ども未来部・田原支所の窓口や子育て総合支援センター、市民総合センター等で配布。

小寺会長：ただいま、いじめ防止に関する周知について事務局から説明がありました。地域でいじめ防止に向けて子どもを見守ろうという報告がありました。これらの報告につきまして、何かご意見等がありましたらお願いします。子育て応援ブックは令和4年度版ということですが、内容は修正があるのでしょうか。

中西委員：毎年発行をしており、制度内容に変更があれば修正をしています。広告の掲載により無料で発行していますので、1年契約で作成をしています。

小寺委員：年度ごとに改定されている部分があるということですね。他にご質問はありますでしょうか。

それでは、各団体における夏休みの活動について教えていただけますか。

山崎委員：民生委員の活動は夏休みには行っていないのですが、地区によっては防犯の観点から見守りをしています。夏休みは子どもが遅い時間までいる場合があるようです。地域でそのような様子を見かける場合は、パトロールが必要になってくるかと思います。生活指導員の方とも協力したいと思っています。

橋垣委員：青少年指導員だけで行うパトロールもありますが、中学校の先生や警察の方と一緒に回ることや自治体の防犯パトロールへの参加、育成会と協力することもあります。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響で中止が決まっているものもあります。生活指導員としては今年は1日は実施しようとしています。小学校高学年や中学生になると、塾の帰りで出歩いているという場合があります。その場合は早く帰ってねと見守ることしかできていない現状ではあります。悪いようなことをしている姿を見かけて注意するとこちらが危険になる場合があるので、警察に連絡をするようにしています。

船木委員：夏休み前に小中学校で非行防止教室をしているところです。大阪府警では22時以降は深夜徘徊としています。先ほど、19時という話が出ましたが、それ以降に家を出ているからといって補導とはなりません。19時という時間は保護者の努力義務というところではあります。

小寺会長：他に何かございませんでしょうか。では、事務局から次回の会議についてお願いします。

事務局(子ども政策課)：次回会議は冬休み前の12月16日午後2時から実施予定です。

小寺会長：そうしましたら、本日予定しておりました案件はすべて終わりました。四條畷市いじめ問題対策連絡協議会の審議は終了いたします。

事務局(子ども政策課)：小寺会長はじめ、委員の皆さま、本日は誠にありがとうございました。

<閉会>